

にかほ市地域公共交通活性化協議会委員 各位

にかほ市地域公共交通活性化協会  
会 長 本 田 雅 之  
( 押 印 省 略 )

第1回 にかほ市地域公共交通活性化協議会  
書面協議の開催結果について(報告)

向夏の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃からにかほ市の公共交通施策に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日開催いたしました令和3年度第1回本協議会・書面協議につきまして、ご多忙のところご審議いただきまして誠にありがとうございました。

ご審議いただいた結果、下記のとおり承認されましたのでご報告いたします。

ご不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください。

記

1. 開催日

|      |              |
|------|--------------|
| 通知日  | 令和3年5月27日(木) |
| 回答期限 | 令和3年6月4日(金)  |

2. 回答状況

|            |     |
|------------|-----|
| 委員数(会長を除く) | 27名 |
| 回答数        | 24名 |

3. 協議結果

別 紙

【お問い合わせ先】

にかほ市地域公共交通活性化協議会  
事務局 にかほ市役所 まちづくり推進課  
連携推進班 佐々木亮  
TEL : 43-7510 FAX : 62-9013

## 別 紙

令和3年5月27日付け第1回にかほ市地域公共交通活性化協議会書面の議の結果について

### 【案件】

|       |                    |    |         |    |
|-------|--------------------|----|---------|----|
| 案件第1号 | 令和2年度事業報告          | 承認 | 24名・不承認 | 0名 |
| 案件第2号 | 令和2年度決算報告          | 承認 | 24名・不承認 | 0名 |
| 案件第3号 | 令和3年度事業計画          | 承認 | 24名・不承認 | 0名 |
| 案件第4号 | 令和3年度予算            | 承認 | 24名・不承認 | 0名 |
| 案件第5号 | 規約の一部改正について        | 承認 | 24名・不承認 | 0名 |
| 案件第6号 | にかほ市地域公共交通計画策定について | 承認 | 24名・不承認 | 0名 |

### 【結果】

すべての案件は原案どおり承認されました。

### 【ご意見等】

- ・公共交通で利益をあげるのはとても難しい状況になっているとは思いますが、それでも「ないと困る」方々や今後の利用を考えなければならない方々のためにも、利便性などを考えつつ、継続した運営が可能になるようお願いしたいと思います。
- ・SDGsの内容を入れるように計画を立てるべき。

# 第1回 にかほ市地域公共交通活性化協議会

(書面協議)

## 【報告案件】

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 第1号 令和2年度事業報告          | ・・・資料1 |
| 第2号 令和2年度決算報告（会計監査報告書） | ・・・資料2 |

## 【議案案件】

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 第3号 令和3年度事業計画（案）        | ・・・資料3 |
| 第4号 令和3年度予算（案）          | ・・・資料4 |
| 第5号 規約の一部改正について         | ・・・資料5 |
| 第6号 にかほ市地域公共交通計画の策定について | ・・・資料6 |

開催日（回答期限）

令和3年5月28日（金）～6月4日（金）まで

# 令和 2 年 度 事 業 報 告

| 月 日                        | 項 目                                                                                                                                                          | 備 考        |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5 月 1 日                    | 第 1 回 地域公共交通活性化協議会<br>・案件 1 コミュニティバス大竹線の運行事業者変更について                                                                                                          | 書面協議       |
| 7 月 9 日                    | 第 2 回 地域公共交通活性化協議会<br>・案件 1 R 元年度事業報告<br>・案件 2 R 元年度決算報告（会計監査報告）<br>・案件 3 R2 年度事業計画（案）<br>・案件 4 R2 年度予算（案）<br>・案件 5 R3 年度地域公共交通確保維持改善計画について                  | 書面協議       |
| 1 0 月 2 0 日                | 第 3 回 地域公共交通活性化協議会<br>・議案第 1 号 新路線（平沢線）の計画案について<br>・議案第 2 号 院内小出線の路線変更及び運行ダイヤ変更案について<br>・議案第 3 号 上郷長岡線、上郷小滝線の路線変更及び運行ダイヤ変更案について<br>・議案第 4 号 大竹線の運行ダイヤ変更案について | 出席者：2 4    |
| 1 0 月 2 7 日<br>～ 3 月 1 5 日 | にかほ市公共交通マップ更新委託                                                                                                                                              |            |
| 1 2 月 2 3 日                | 第 4 回 地域公共交通活性化協議会<br>・案件 1 R2 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価について                                                                                                  | 書面協議       |
| 3 月 2 5 日                  | 第 5 回 地域公共交通活性化協議会<br>・案件 1 R3 年度にかほ市生活交通確保維持改善計画の変更について                                                                                                     | 書面協議       |
| 3 月 2 6 日                  | にかほ市公共交通マップ印刷                                                                                                                                                | 2, 0 0 0 部 |

## 中止事業

- ・超神ネイガーと学ぶバスの乗り方教室

【案件第2号】

【資料2-1】

## 令和2年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会収支決算書

|      |           |
|------|-----------|
| 収入総額 | 405,810 円 |
| 支出総額 | 405,810 円 |
| 差引残額 | 0 円       |

## 【 歳 入 】

(単位:円)

| 款     | 項     | 目     | 決算額     | 予算額     | 増 減       | 内 訳   |
|-------|-------|-------|---------|---------|-----------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 405,808 | 712,000 | △ 306,192 | にかほ市  |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 0       | 0       | 0         |       |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0       | 0       | 0         |       |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑収入 | 2       | 1,000   | △ 998     | 預金利息等 |
|       |       |       | 405,810 | 713,000 | △ 307,190 |       |

## 【 歳 出 】

(単位:円)

| 款     | 項     | 目     | 決算額     | 予算額     | 増 減       | 内 訳                                          |
|-------|-------|-------|---------|---------|-----------|----------------------------------------------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 84,690  | 303,000 | △ 218,310 | 委員報酬 74,400円<br>費用弁償 6,660円<br>会議用お茶 3,630円  |
|       | 2 事務費 | 2 事務費 | 23,020  | 35,000  | △ 11,980  | 消耗品、手数料、<br>通信運搬費                            |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 298,100 | 370,000 | △ 71,900  | ・公共交通マップ更新委託 100,100円<br>・公共交通マップ印刷 198,000円 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0       | 5,000   | △ 5,000   |                                              |
|       |       |       | 405,810 | 713,000 | △ 307,190 |                                              |

# 会 計 監 査 報 告 書

にかほ市地域公共交通活性化協議会

会長 本 田 雅 之 様

令和2年度にかほ市地域公共交通活性化協議会会計について、諸帳簿、決算書、預金通帳および関係書類に基づき監査した結果、その内容が適正かつ経理事務が正確であることを認めます。

## 1. 監査期日

令和3年5月17日

## 2. 監査対象

令和2年度にかほ市地域公共交通活性化協議会会計

令和3年 5 月 17 日

にかほ市地域公共交通活性化協議会

監事

大橋 次雄 

監事

佐々木 正行 

## 令和3年度事業計画(案)

| 月 日   | 項 目                                                                                                   | 備 考        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5 月 日 | 第1回 地域公共交通活性化協議会<br>・R2年度事業報告及び決算報告について<br>・R3年度事業計画(案)及び予算(案)について<br>・規約の一部変更について<br>・地域公共交通計画策定について | 書面協議       |
| 6月上旬  | 地域公共交通計画策定事業者プロポーザル実施                                                                                 |            |
| 6月下旬  | 第2回 地域公共交通活性化協議会<br>・R4年度地域公共交通確保維持改善計画について                                                           |            |
| 10月中旬 | コミュニティバス乗り方教室（超人ネイガー）                                                                                 | 園児(年長)対象予定 |
| 1月中旬  | 第3回 地域公共交通活性化協議会<br>・R3年度地域公共交通確保維持改善事業、事業評価について                                                      |            |
| 3月中旬  | 第4回 地域公共交通活性化協議会<br>・地域公共交通計画素案について                                                                   |            |
| 3月下旬  | にかほ市公共交通マップ冊子版作成印刷                                                                                    |            |

【案件第4号】

【資料4】

## 令和3年度 にかほ市地域公共交通活性化協議会収支予算書(案)

|      |             |
|------|-------------|
| 収入総額 | 9,535,000 円 |
| 支出総額 | 9,535,000 円 |
| 差引残額 | 0 円         |

## 【 歳 入 】

(単位:円)

| 款     | 項     | 目     | 本年度       | 前年度     | 増 減       | 内 訳  |
|-------|-------|-------|-----------|---------|-----------|------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 7,534,000 | 712,000 | 6,822,000 | にかほ市 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 2,000,000 | 0       | 2,000,000 |      |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0         | 0       | 0         |      |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑収入 | 1,000     | 1,000   | 0         | 預金利息 |
|       |       |       | 9,535,000 | 713,000 | 8,822,000 |      |

## 【 歳 出 】

(単位:円)

| 款     | 項     | 目     | 本年度       | 前年度     | 増 減       | 内 訳                                                             |
|-------|-------|-------|-----------|---------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 636,000   | 303,000 | 333,000   | 委員報酬 87千円(14人)×6回<br>費用弁償 14千円(14人)×6回<br>会議用飲料水 5千円×6回         |
|       | 2 事務費 | 2 事務費 | 100,000   | 35,000  | 65,000    | 消耗品、手数料、<br>通信運搬費                                               |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 8,794,000 | 370,000 | 8,424,000 | ・バスの乗り方教室 110千円<br>・公共交通マップ印刷費60千円<br>・地域公共交通計画作成委託料<br>8,624千円 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 5,000     | 5,000   | 0         |                                                                 |
|       |       |       | 9,535,000 | 713,000 | 8,822,000 |                                                                 |

## にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を「地域公共交通計画」に改める。

第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号中「形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

別表(第 4 条関係)中

|           |                            |   |
|-----------|----------------------------|---|
| 第4条第1項第2号 | 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者  | を |
|           | 羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者     |   |
|           | 合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者  |   |
|           | 株式会社三共サービス代表取締役社長又はその指名する者 |   |

」

「

|           |                           |           |
|-----------|---------------------------|-----------|
| 第4条第1項第2号 | 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者 | に、「にかほ市農林 |
|           | 羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者    |           |
|           | 合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者 |           |

」

水産建設部長」を「にかほ市建設部長」に改める。

## 附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 4 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## にかほ市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|----------------|-----------|---------------------------|------------------------|---------------------------|-----------|----------------------------|------------------------|---------------------------|----------------------------|-------------------------|--|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------|-----------|----------------|-----------|---------------------------|------------------------|---------------------------|--|-----------------------------------|-----------|----------------------------|------------------------|---------------------------|----------------------------|--|-------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議及び実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、にかほ市内の各地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するために、にかほ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>の作成及び実施に関し必要な協議及び実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、にかほ市内の各地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するために、にかほ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>                                    |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。</p> <p>(5) 市運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画</u>の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>形成計画</u>地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。</p> <p>(5) 市運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p> |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 別表（第4条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 別表（第4条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>協議会を構成する委員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条第1項第1号</td><td>にかほ市長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td rowspan="3">第4条第1項第2号</td><td>東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者</td></tr> <tr> <td rowspan="5">第4条第1項第3号</td><td>国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td></td><td>にかほ市<u>建設部長</u>又はその指名する者</td></tr> </tbody> </table> | 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 協議会を構成する委員 | 第4条第1項第1号 | にかほ市長又はその指名する者 | 第4条第1項第2号 | 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者 | 羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者 | 合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者 | 第4条第1項第3号 | 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者 | 秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者 | 秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者 | 東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者 | 秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者 |  | にかほ市 <u>建設部長</u> 又はその指名する者 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>協議会を構成する委員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条第1項第1号</td><td>にかほ市長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td rowspan="3">第4条第1項第2号</td><td>東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者</td></tr> <tr> <td></td><td><u>株式会社三共サービス代表取締役社長又はその指名する者</u></td></tr> <tr> <td rowspan="4">第4条第1項第3号</td><td>国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td>東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者</td></tr> <tr> <td></td><td>秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者</td></tr> </tbody> </table> | 区分 | 協議会を構成する委員 | 第4条第1項第1号 | にかほ市長又はその指名する者 | 第4条第1項第2号 | 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者 | 羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者 | 合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者 |  | <u>株式会社三共サービス代表取締役社長又はその指名する者</u> | 第4条第1項第3号 | 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者 | 秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者 | 秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者 | 東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者 |  | 秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者 |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 協議会を構成する委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 第4条第1項第1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | にかほ市長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 第4条第1項第2号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 第4条第1項第3号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | にかほ市 <u>建設部長</u> 又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 協議会を構成する委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 第4条第1項第1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | にかほ市長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 第4条第1項第2号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 合資会社象潟合同タクシー代表社員又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <u>株式会社三共サービス代表取締役社長又はその指名する者</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
| 第4条第1項第3号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |           |                |           |                           |                        |                           |           |                            |                        |                           |                            |                         |  |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |            |           |                |           |                           |                        |                           |  |                                   |           |                            |                        |                           |                            |  |                         |

## にかほ市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

|           |                                  |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|-----------|----------------------------------|
|           | 秋田県にかほ警察署長又はその指名する者              |           | にかほ市農林水産建設部長 建設部長 又はその指名する者      |
| 第4条第1項第4号 | 秋田県が設置する公共交通に関する協議会委員（地域公共交通利用者） |           | 秋田県にかほ警察署長又はその指名する者              |
|           | 象潟自治会長連絡協議会（上郷地区地域公共交通利用者）       | 第4条第1項第4号 | 秋田県が設置する公共交通に関する協議会委員（地域公共交通利用者） |
|           | 金浦自治会長連絡協議会（大竹地区地域公共交通利用者）       |           | 象潟自治会長連絡協議会（上郷地区地域公共交通利用者）       |
|           | 仁賀保地区自治会代表会（小出地区地域公共交通利用者）       |           | 金浦自治会長連絡協議会（大竹地区地域公共交通利用者）       |
|           | 仁賀保地区自治会代表会（釜ヶ台地区地域公共交通利用者）      |           | 仁賀保地区自治会代表会（小出地区地域公共交通利用者）       |
|           | 公募委員                             |           | 仁賀保地区自治会代表会（釜ヶ台地区地域公共交通利用者）      |
| 第4条第1項第5号 | にかほ市商工会会長又はその指名する者               |           | 公募委員                             |
|           | 一般社団法人にかほ市観光協会会長又はその指名する者        | 第4条第1項第5号 | にかほ市商工会会長又はその指名する者               |
|           | にかほ市社会福祉協議会会長又はその指名する者           |           | 一般社団法人にかほ市観光協会会長又はその指名する者        |
|           | にかほ市老人クラブ連合会会長又はその指名する者          |           | にかほ市社会福祉協議会会長又はその指名する者           |
|           | にかほ市地域婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者       |           | にかほ市老人クラブ連合会会長又はその指名する者          |
|           | にかほ市PTA連合会会長又はその指名する者            |           | にかほ市地域婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者       |
| 第4条第1項第6号 | 学識経験者                            |           | にかほ市PTA連合会会長又はその指名する者            |
| 第4条第1項第7号 | にかほ市商工観光部長又はその指名する者              | 第4条第1項第6号 | 学識経験者                            |
|           | にかほ市市民福祉部長又はその指名する者              | 第4条第1項第7号 | にかほ市商工観光部長又はその指名する者              |
|           | にかほ市教育委員会教育次長又はその指名する者           |           | にかほ市市民福祉部長又はその指名する者              |
|           |                                  |           | にかほ市教育委員会教育次長又はその指名する者           |

## にかほ市地域公共交通計画の策定について

にかほ市は、平成 29 年 3 月「にかほ市地域公共交通網形成計画」を策定し、交通弱者の移動手段として、きめ細かな運行を行う一方、利用実績や地域住民からの要望等を踏まえて、利用者の利便性の向上に努めてきました。

「にかほ市地域公共交通網形成計画」の計画期間が令和 3 年度で終了することから、新たな公共交通のマスタープランとして、本年度「にかほ市地域公共交通計画」を法定協議会である当協議会にて策定します。

### 【策定に係る支援委託業務の指名型プロポーザルについて】

- 指名業者（指名審査会により決定）
  - ① 株式会社協和コンサルタンツ
  - ② 株式会社ケー・シー・エス
  - ③ 日本工営株式会社
  - ④ 株式会社フィディア情報総研
  - ⑤ 株式会社福山コンサルタント
- 主なスケジュール
  - ① 指名業者への通知 令和 3 年 6 月 11 日
  - ② プレゼンテーション、評価・採点 令和 3 年 7 月 5 日
  - ③ 結果通知 令和 3 年 7 月 15 日
  - ④ 業務委託契約 令和 3 年 7 月下旬
- 業務規模  
参考業務規模は、8,624,000 円以内（消費税含む）

### 【補助事業の活用】

「令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
（地域公共交通調査事業）」活用  
内示額：2,000,000 円

### 【業務内容】

- 「にかほ市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル実施要領」参照
- 「にかほ市地域公共交通網形成計画策定支援業務 仕様書」参照

**にかほ市地域公共交通計画策定支援業務  
指名型プロポーザル実施要領**

令和 3 年 月 日  
にかほ市地域公共交通活性化協議会

にかほ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「にかほ市地域公共交通計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定にあたり、指名型プロポーザル方式を実施する。

**1. 委託業務の概要**

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名    | にかほ市地域公共交通計画策定支援業務          |
| (2) 業務の仕様等 | 【資料 6-3】業務委託仕様書のとおり         |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託限度額  | ¥8,624,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

**2. 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）**

にかほ市地域公共交通活性化協議会

事務局：企画調整部 まちづくり推進課 連携推進班 （担当：佐々木亮）

所在地 〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

電 話 0184-43-7510

F A X 0184-62-9013

電子メールアドレス：machidukuri@city.nikaho.lg.jp

**3. 資格要件**

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件について、全てを満たす者とする。

**(1) 基本的要件**

- (ア) 本業務の実施について、本協議会の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えており、十分な提案能力及び業務実績を有する者であること。
- (イ) 令和 3 年度にかほ市入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (ウ) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しないものであること。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続の決定を受けた者を除く）であること。
- (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (キ) にかほ市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に掲げる措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

**(2) 配置予定技術者の資格**

管理技術者は以下の資格のいずれかを有する者とする。

- a) 技術士（建設部門（道路）または、建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b) R C C M (道路または、都市及び地方計画)

(3) 同種・類似業務の実績

以下に該当する実績を同種・類似業務とする。

同種業務：東北地方の地方公共団体等が発注する地域公共交通計画又は地域公共交通利便増進実施計画に係る業務実績

類似業務：過去5ヶ年（平成28年4月1日以降）において、秋田県内の地方公共団体等が発注する地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に係る業務実績

4. プロポーザルに関する手続き

(1) 参加表明書の提出

本協議会より指名通知を受けた者は、次によりプロポーザル参加の意思表示について提出する。

(ア) 提出期限

- ・ 令和3年6月21日（月）午後5時（必着）
- ・ 「2. 担当課」に持参、郵送又は電子メールで提出すること。
- ・ 持参する場合は、提出期限までの午前9時から午後5時まで（但し、土・日曜日および祝日を除く）とする。
- ・ 郵送する場合は、封筒外部に「参加表明書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便により送付すること。
- ・ 電子メールの場合は着信を確認すること。

(イ) 提出書類

- ・ 【様式1-1】参加表明書
- ・ 【様式1-2】企業の同種・類似業務実績（3件まで）  
※ 同種・類似業務実績に記載した業務について、契約の事実を示す書類（「TECRIS登録内容確認書」又は「契約書及び特記仕様書」）を添付すること。

(ウ) 作成要領

- ・ 提出する書類は、指定の【様式1-1】～【様式1-2】を基に作成するものとし、各A4判1枚以内に記載すること。
- ・ 文字は10ポイント以上とする。
- ・ A4判片とじ・片面印刷とする。印刷は、白黒・カラーを問わない。

(エ) 提出部数

- ・ 提出部数は1部とし、正本には代表者印（本店または委任先の長の印）を押印すること。
- ・ 契約の事実を示す書類（「TECRIS 登録内容確認書」または「契約書及び特記仕様書」の複写）の提出も1部とする。

(2) プロポーザルに関する質問の受付

(ア) 質問方法

- ・ 質問は、電子メール又はFAXにより質問書を提出すること。
- ・ 質問は、【様式2】に従い作成すること。
- ・ 質問書の宛先は、「2. 担当課」に提出すること。  
※送付後、着信確認をすること。

(イ) 受付期間

- ・ 令和3年6月18日（金）午後5時（必着）

(ウ) 回答方法

- ・ 質問者及びプロポーザル参加者全員に対し、FAX又は電子メールにより回答する。

### (3) 企画提案書の提出

本プロポーザルの企画提案書を次のとおり作成し提出する。

#### (ア) 提出期限

- ・ 令和3年6月28日（月）午後5時（必着）
- ・ 「2. 担当課」に持参又は郵送で提出すること。
- ・ 持参する場合は、提出期限までの午前9時から午後5時まで（但し、土・日曜日および祝日を除く）とする。
- ・ 郵送する場合は、封筒外部に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便により送付すること。

#### (イ) 提出書類

- ・ 【様式3-1】 企画提案書表紙
- ・ 【様式3-2】 業務実施体制（配置予定技術者、主な再委託先）
- ・ 【様式3-3】 予定管理技術者の経歴
- ・ 【様式3-4】 予定管理技術者の同種・類似業務実績（1件）
- ・ 【様式3-5】 予定主担当技術者の経歴
- ・ 【様式3-6】 予定主担当技術者の同種・類似業務実績（1件）
- ・ 【任意様式】 企画提案
- ・ 【任意様式】 会社概要書
- ・ 【任意様式】 参考見積書

#### (ウ) 作成要領

- ・ 提出する書類は、指定の【様式3-1】～【様式3-6】を基に作成するものとし、各A4判1枚以内に記載すること。
- ・ 企画提案は任意様式とし、仕様書に示している業務内容について提案するとともに、独自の企画提案を記載すること。A4判10枚以内に記載すること。
- ・ 会社概要書は任意様式とし、資本金、事業所、職員数等、会社の概要がわかる資料を添付すること。既存資料（会社パンフレット等）を活用してもよい。
- ・ 参考見積書は任意様式とする。消費税及び地方消費税を含む額とし、業務想定規模を超える提案は失格とする。
- ・ 文字は10ポイント以上とする。
- ・ A4判片とじ・片面印刷とする。印刷は、白黒・カラーを問わない。

#### (エ) 提出部数

- ・ 【様式3-1】～【任意様式】企画提案までを1つに綴じること。
- ・ 提出部数は8部（正本1部、副本7部）とし、正本には代表者印（本店または委任先の長の印）を押印すること。
- ・ 契約の事実を示す書類（「TECRIS登録内容確認書」又は「契約書及び特記仕様書」の複写）の提出は1部とする。但し、参加表明時に提出済みの添付書類は省略できる。
- ・ 資格保有者であることを示す証明書（「技術士」「RCCM」）の写しを添付すること。

#### (オ) 参加辞退

- ・ 参加者は、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- ・ 参加を辞退しようとする者は、【様式4】辞退届を「2. 担当課」へ提出すること。
- ・ 辞退届は、FAX又は電子メールにより提出し着信確認を行うとともに、正本を別途郵送すること。

#### (カ) その他

- ・ 企画提案書は本プロポーザル参加者1社につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の追加提案、書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

- ・ 企画提案書の提出が1社のみとなった場合でも、本プロポーザルの選考審査は継続して行うものとする。

(4) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを無効とする。

- (ア) 参加表明書を提出しなかった者又は参加表明書添付の実績等に虚偽の記載を行った者による提案
- (イ) 業務想定規模の上限を超える提案
- (ウ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (エ) その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

(5) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (ア) 日時・場所
  - ・ 企画提案書提出後、日時、場所についての詳細は後日通知する。
- (イ) 出席者
  - ・ 配置予定管理技術者又は主担当技術者を含む3名までとする。
- (ウ) その他
  - ・ パワーポイント等で説明用資料を用いることができる。
  - ・ ただし、企画提案書の内容とし追加資料の提出及び提示は認めない。
  - ・ 予測不能な社会情勢によりヒアリングの実施が困難と判断した場合は、省略する場合がある。

## 5. 契約候補者の決定について

(1) 企画提案選考委員会の設置

企画提案書及びヒアリングでの提案内容の評価、契約候補者の特定は、「にかほ市公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 評価基準

企画提案書及びヒアリングの評価は以下のとおりとし、契約候補者を特定する。

- (ア) 審査委員会は別表「評価基準」により、公平かつ客観的に評価し、評価点数が最高の者を受託候補者として特定する。
- (イ) 評価点数が同数の者があるときは、審査委員の多数決により決定する。
- (ウ) 結果は参加者全員に文書で通知する。
- (エ) 選考内容及び評価結果に対する問い合わせには応じないものとする。また審査結果に対する意義申し立ても受け付けないものとする。

- (3) 契約候補者決定までのスケジュール  
以下にスケジュール表を示す。

| 内 容              | 期 日               |
|------------------|-------------------|
| 指名業者への通知         | 令和3年 6月11日（金）     |
| 質問書の提出期限         | 令和3年 6月18日（金）     |
| 参加表明書の提出期限       | 令和3年 6月21日（月）     |
| 企画提案書の提出期限       | 令和3年 6月28日（月）     |
| プレゼンテーションの実施及び審査 | 令和3年 7月 5日（月）（予定） |
| 選考結果の通知          | 令和3年 7月15日（木）（予定） |
| 契約締結・業務開始        | 令和3年 7月下旬         |

## 6. 契約の締結について

### (1) 契約締結の手続について

#### (ア) 契約締結の順位

- ・ 審査委員会において特定された契約候補者を優先交渉権者とし、随意契約を行うための見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結する。
- ・ また、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した候補者を受託者とする。

#### (イ) 業務委託仕様書の作成

- ・ 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本協議会と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

#### (ウ) 契約書の作成

- ・ 本協議会と受託者で協議したうえで契約書を作成する

#### (エ) 支払い条件

- ・ 委託業務の支払いは完了払いとする。
- ・ 支払い方法は、本協議会と受託者との協議のうえ、契約書で定める。
- ・ 支払いは、国からの補助金の交付を受けた後とする。

#### (オ) その他

- ・ 本協議会と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。但し、見積額に変更が生じた場合には、再度見積書を提出のうえ、業務想定規模の範囲内で締結するものとする。

(2) 契約保証金について

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

但し、市の規定に倣い、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7. 公正なプロポーザルの確保について**

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならない。また、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者を参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

**8. その他留意事項**

- (1) プロポーザル参加者が協議会に提出した書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の提出等に要する費用は提案者が負担するものとする。

(別表)

評価基準

| 評価対象  | 評価の視点                                                                    |                                             | 配点  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----|
| 企業評価  | 会社の規模、経営状況が適正か。<br>過去５年以内に、同種業務の実績があるか。<br>業務を実施するために必要な組織、人員、体制は整っているか。 |                                             | １５  |
| 提案書評価 | 業務目的等                                                                    | 目的、条件、内容が極めて適切に表現されているか。                    | １５  |
|       | 実施手順                                                                     | 業務実施手順を示すフローが極めて適切か。                        | １５  |
|       | 業務の理解度                                                                   | 各業務の作業内容について、適切な着眼点、作業方針等が述べられているか。         | １５  |
|       | 業務の実現性                                                                   | 業務全般を通じて、提案者の業務経験の活かし方、実現への根拠等が適切に示されているか。  | １５  |
|       | 業務の独創性                                                                   | 本業務の目的に鑑み、成果品の作成方法、今後の取組に向けた展開案が適切に示されているか。 | １０  |
| 工程管理  | 確実に業務を遂行できる工程になっているか。                                                    |                                             | １０  |
| 積算内容  | 業務に係る経費の見積もりや算定根拠は適切なものか。                                                |                                             | ５   |
|       | 合 計                                                                      |                                             | １００ |

にかほ市地域公共交通計画策定支援業務  
仕様書

1 業務の名称

本業務は、「にかほ市地域公共交通計画策定支援業務」と称する。

2 業務の目的

市内の公共交通は、JR 羽越本線、路線バス（羽後交通）、コミュニティバス、タクシーがそれぞれ運行しており、市民の日常生活に欠かせない移動手段となっている。しかしながら、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通の利用者は年々減少し、公共交通機関の維持確保が大変厳しい状況となっていたことから、本市では、平成 29 年 3 月に「にかほ市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通体系の構築を進めてきたところである。

一方で、令和 2 年度には地域公共交通活性化再生法等が改正され、都道府県と市町村が協働して策定する地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を改称）の普及と計画の実効性の確保が促進されることとなった。

本業務では、地域公共交通活性化再生法等の改正を踏まえつつ、本市における公共交通のあり方から具体的な再編内容まで検討し、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系を構築するため、「にかほ市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

4 業務の内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

（1）計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるため下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

ア．業務計画書、イ．着手届、ウ．工程表

（2）現況整理

既存資料の収集・整理から、本市の地勢・沿革・人口分布や人口特性、主要施設の立地などの地域特性を把握・整理する。また、市内の公共交通（鉄道、バス交通、スクールバス、福祉交通、民間輸送サービス等）の運行内容や利用状況を把握・整理するとともに、運行収支なども整理し、公共交通及び輸送サービスの実態を把握する。

①地域特性の整理

・現計画策定後に策定・改訂された上位計画・関連計画の把握（第 2 次にかほ市総合発展計画、第 2 期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略など）

- ・ 3 地区別（象潟地区、仁賀保地区、金浦地区）の人口（年齢別）、人口密度、将来人口、生活関連施設・観光施設などの分布状況
- ・ まちづくり・観光の現状と取組み
- ・ 地区別の移動実態（買物・通院・通勤・通学等の日常生活での移動）
- ・ バス停圏（300m 等）エリア内の人口分布状況など

## ②公共交通の実態把握

- ・ 路線別の運行状況、利用状況（※）、これまでの取組み状況  
※羽後交通(株)及び市が所有する利用実績（路線別・便別・バス停別の乗降データなど）を活用して整理を行う。
- ・ 路線・系統別の評価（利用者数、利用目的など）
- ・ 公共交通空白・不便地域の状況

## （３）公共交通に関する実態・ニーズ把握調査の実施

市民の移動実態を把握するとともに、公共交通の利用実態や利用者ニーズ等を把握・整理するため、調査を実施する。

### ①市民アンケート調査

- ・ 調査目的：市民の日常の移動実態や公共交通の利用状況、公共交通等の問題点・改善要望などを把握するとともに、現計画で設定した評価指標(KPI)の達成状況を把握する。
- ・ 調査方法：郵送配布、郵送回収  
※配布数：1,750 票（回収率 35%程度を想定）

### ②バス利用者アンケート調査

- ・ 調査目的：バスの利用実態や現状のバスに対する評価、不便な点や改善要望などを把握する。
- ・ 調査方法：ドライバーから利用者に手渡しで配布し、郵送にて回収する。配布期間は 1 か月程度を想定。250 票印刷準備する。

### ③市内民間事業者アンケート

- ・ 調査目的：民間事業者（公共交通以外のヒト・モノの輸送サービスを実施している事業者）の輸送サービス実態を把握する。
- ・ 調査対象：民間事業者（公共交通以外のヒト・モノの輸送サービスを実施している事業者）
- ・ 実施方法：調査票を作成し、民間事業者へ E-mail や FAX 等で送付する。回答された調査票を入力・集計し、輸送サービス実態を整理する。
- ・ サンプル数：約 5 社を想定

## （４）現計画の評価・検証

現計画に基づく施策・事業の実施実績を把握した上で、前項までの結果を踏まえて、現計画策定時の課題の解決状況の検証や、計画に位置付けた評価指標の達成状況等を評価する。

## （５）公共交通を取り巻く課題の抽出

(2) ～ (4) の検討結果を踏まえ、公共交通を取り巻く課題を抽出する。

#### (6) 対応方針及び課題解決のための具体施策の検討

##### ①対応方針の検討及び課題解決のための具体施策の検討

公共交通を取り巻く課題への対応方針を検討し、関係機関との協議・調整を行いながら、持続可能な交通体系の構築に向けた具体的な再編内容を検討する。

- ・市内公共交通網の再編の方向性
- ・市内公共交通の再編内容
- ・利用促進施策（情報提供、待合環境改善策、タクシー助成など）
- ・事業主体・事業スケジュール
- ・計画の進行管理の検討（計画の評価・検証方法、管理体制の構築方法など）

##### ②進行管理の検討

計画を進めるにあたり計画の評価・検証方法、管理体制を検討する。

#### (7) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

持続可能な交通体系を構築するため、当市にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにした活性化・再生法に基づく「にかほ市地域公共交通計画（案）」を作成する。

#### (8) 協議会の運営支援

地域公共交通のあり方について検討を行うため、協議会の運営支援を行う。会議（3回）の資料作成、会議での説明、議事録作成など必要な支援を行う。

#### (9) 成果品作成

以上の結果をとりまとめ、成果品を作成する。

#### (10) 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するために、協議打合せを行う。

### 5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・業務報告書 A 4 縦版 1 部
- ・計画書 A 4 縦版 20 部
- ・電子記録媒体（CD-R 等）一式
- 計画書（冊子）の電子データ含む

以上